

○多古町ブロック塀等対策事業補助金交付要綱

(平成 31 年 4 月 1 日告示第 40 号)

(目的)

第 1 条 この告示は、多古町補助金等交付規則(昭和 39 年多古町規則第 1 号。以下「規則」という。)に基づき、道路等に面した危険なブロック塀等の撤去を行う所有者等に対して、予算の範囲内において補助金を交付することにより、ブロック塀等の倒壊から町民の生命及び身体を保護するとともに、避難場所への経路を確保し、もって安全で安心して暮らせる災害に強いまちづくりを目指すことを目的とする。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 道路等 建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 42 条に規定する道路のほか、一般の用に供している不特定の者が通行する道をいう。
- (2) ブロック塀等 町内にあるコンクリートブロック塀、レンガ造の塀、石造の塀、万年塀、その他これらに類する構造の塀及び柱で、接する道路面からの高さが 1.2 メートルを超えていること。この場合において、擁壁の上にブロック塀等がある場合は、接する道路面から当該擁壁を含めたブロック塀等の上端までが 1.2 メートルを超えており、かつ、当該ブロック塀等の高さが 60 センチメートルを超えているものをいう。ただし、建築基準法に明らかに違反しているものを除く。
- (3) 所有者等 所有者又は当該所有者から委任を受けて対象となるブロック塀等の管理を行う者をいう。
- (4) 撤去 対象となるブロック塀等を全て撤去すること又は接する道路面からのブロック塀等の高さを 0.4 メートル以下に減じることをいう。
- (5) 施工業者 町内に本店、支店又は営業所等を有する個人事業者又は法人であること。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者は、施工業者によりブロック塀等の撤去を行う所有者等で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 所有者等が町税を滞納していないこと。
- (2) ブロック塀等の撤去に係る経費を全額負担すること。
- (3) 国、地方公共団体その他これに準ずる団体でないこと。
- (4) 販売又は収益を目的として整地又は解体工事に伴うブロック塀等の撤去でないこと。

(補助対象ブロック塀等)

第4条 補助対象のブロック塀等の要件として、次の各号のいずれかの要件を満たすこと。

- (1) 第6条に規定する事前調査で危険と判定されたブロック塀等
- (2) 目視にてブロック塀等の傾き、亀裂、破損又はぐらつきが確認できるもの
- (3) その他町長が放置することが危険なブロック塀等と認めるもの

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、10万円を限度とし、次の各号に掲げる額のいずれか低い方の額とする。

- (1) ブロック塀等の撤去工事に要した経費の3分の1に相当する額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)
- (2) 撤去する補助対象ブロック塀等の長さに1メートル当たり8,000円を乗じて得た額

(事前調査)

第6条 第3条第1項各号の規定に該当し、補助金の交付を受けようとする者(以下「補助申請者」という。)は、あらかじめ撤去しようとするブロック塀等の危険度判定の事前調査を受けなければならない。

2 前項の規定による調査を受けようとする補助申請者は、多古町ブロック塀等対策事業補助金交付事前調査申請書(別記第1号様式)に次の各号に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 案内図 1部
- (2) 位置図(敷地、建築物等、門、塀、前面道路及び方位がわかるもの) 1部
- (3) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

3 町長は、前項の規定による申請を受けたときは、現地調査を行い、ブロック塀等の危険度を判定し、事前調査結果通知書(別記第2号様式)により補助申請者に通知するものとする。

(交付申請)

第7条 前条第3項に規定する事前調査で倒壊等のおそれがある危険なブロック塀等に該当する旨の通知を受けた補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、多古町ブロック塀等対策事業補助金交付申請書(別記第3号様式)に、次の各号に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書(別記第4号様式)
- (2) 前年度の町税納税証明書(別記第3号様式で個人情報確認に同意する場合は必要なし。)
- (3) 補助対象工事の見積書(写し)
- (4) 工事の内容を表した図書(配置図、立面図等)

(5) 委任状(申請手続等を施工業者等に委任する場合に限る。)

(6) その他町長が必要と認めるもの

(交付決定通知)

第8条 町長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、補助の可否を決定し、多古町ブロック塀等対策事業補助金交付(不交付)決定通知書(別記第6号様式)により補助申請者に通知するものとする。

(変更等の申請)

第9条 前条第1項の規定による交付決定通知を受けた者(以下「交付決定者」という。)が、決定を受けた事項を変更するとき又は中止するときは、あらかじめ多古町ブロック塀等対策事業変更(中止)承認申請書(別記第7号様式)を町長に提出しなければならない。

2 前項に規定する変更(中止)承認申請書に添付する書類は、中止する場合を除き次の各号に掲げるものとする。

(1) 変更後の補助対象工事の見積書の写し

(2) 工事の変更内容を表した図書(配置図、立面図等)

3 町長は、前各項の規定による変更(中止)承認の申請を受けたときは、当該申請の内容を審査し、速やかに多古町ブロック塀等対策事業変更(中止)承認(却下)通知書(別記第8号様式)により交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 交付決定者は、補助の対象となる工事を完了したときは、多古町ブロック塀等対策事業実績報告書(別記第9号様式)に次の各号に掲げる書類を添付して速やかに町長に提出しなければならない。

(1) 工事写真(カラーで施工前、施行後を対にして工事内容及び完了したことが分かるもの)

(2) 工事費の領収書の写し

(3) 工事請負契約書の写し

(4) その他町長が必要と認めるもの

(額の確定通知)

第11条 町長は、前条の規定による報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、多古町ブロック塀等対策事業補助金額確定通知書(別記第10号様式)により交付決定者に通知するものとする。

(交付の請求)

第12条 前条の規定による通知を受けた交付決定者が、補助金の交付の請求をしようとするときは、多古町ブロック塀等対策事業補助金交付請求書(別記第11号様式)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による請求書を受けたときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、当該請求に係る補助金を交付するものとする。

(決定の取消通知)

第 13 条 規則第 15 条第 4 項において準用する規則第 6 条の規定による通知は、多古町ブロック塀等対策事業補助金交付決定取消通知書(別記第 12 号様式)によるものとする。

(補助金等の返還)

第 14 条 規則第 16 条第 1 項又は第 2 項の規定による返還命令は、多古町ブロック塀等対策事業補助金返還命令書(別記第 13 号様式)によるものとする。

(補則)

第 15 条 この要綱に定めのない事項については、規則の定めるところによるものとし、その他この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。